



平成30年度 公益財団法人砂原児童基金

外国人留学生奨学金事業 外国人奨学生募集要項

1. 内容

経済的困難を抱える発展途上国からの外国人留学生に対して、返還義務の無い給付型奨学金を支給します。

2. 対象者

対象者は次の2点のいずれの要件も満たす者としてします。

- (1) 香川県内の専門学校・短期大学・四年制大学・大学院に在籍する発展途上国からの外国人留学生で、学業・人物ともに優秀、かつ健康であって学資の支弁が困難と認められる者。
- (2) 他の奨学金を受給していない者。

3. 定員

2名

4. 奨学金額

月額 30,000円

5. 支給期間

2018年4月1日(土)～2019年3月31日(土)

6. 支給方法

2018年4月から1か月ごとに現金支給にて奨学生本人に奨学金の給付を行います。奨学生には、奨学金の給付を受けるため毎月当財団事務局へ来ていただきます。

7. 応募方法

下記の書類全てを当財団事務局まで送付してください。

- (1) 外国人留学生奨学金申請書(3-1号様式) ※推薦者の記入が必要です。
- (2) 健康診断書
- (3) 在学証明書
- (4) 成績証明書
- (5) 小論文(テーマ:「私の夢」)市販の400字詰め原稿用紙1枚に手書きで作成してく

ださい。

8. 応募期限

2018年1月15日(月) 必着

9. 選考方法及び選考基準

選考は、応募書類をもとに当財団の奨学生選考委員会で書類審査及び最終面接審査を行います。応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

選考基準は以下のとおりです。

- ・留学の目的及び計画が明確で、将来が期待できるか
- ・自分を高めるための努力をしているかどうか
- ・学習に対して意欲的かどうか
- ・学資支弁の困難度

10. 審査期間及び結果通知

選考期間及び結果通知は以下のとおりです。

選考結果については、当財団事務局から文書にて通知します。

応募書類は返却できませんのでご了承ください。また、当財団では選考結果についての理由を説明する義務を負いませんのでご了承ください。なお、応募書類に記載されている個人情報、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、厳重に管理します。

○面接審査日程 2018年2月4日(土)・5日(日)
2月11日(土)・12日(日)

上記の日程のうちいずれかに面接に来ていただきます。

○結果通知 2018年2月下旬頃発送予定

11. 奨学生の義務

- (1) 当財団の外国人留学生奨学金事業実施要綱及び本募集要項を遵守してください。
- (2) 奨学金の給付を受け、毎月第1土曜日の午前中に当財団事務局までお越しください。また、その際に学習・生活状況についての報告レポート及び受領書を提出していただきます。(都合が悪い場合は、日程の変更も可能です。)
- (3) 本奨学金支給期間中の9月及び3月に、学校の成績表のコピーを提出していただきます。
- (4) 住所・連絡先等の変更があった場合は、当財団事務局に遅滞なく届け出てください。

12. 奨学金の支給中止

当財団の外国人留学生奨学金事業実施要綱第10条に定める項目に値する場合は、奨学金の支給を中止します。また、前条及び同要綱第8条に定める学業成績証明書及び生活状況報告書の内容が財団よりの奨学金支給に値しないと判断した場合には財団の決定に従っていただきます。

13. 実施団体及び応募書類送付先

【応募書類郵送先】

公益財団法人砂原児童基金 「外国人留学生奨学金事業 外国人奨学生募集受付係」

〒760-0004 香川県高松市西宝町3丁目6番22号

TEL : 087-837-2230 FAX : 087-837-2228

メールアドレス : s-jidou@s-jidoukikin.or.jp

URL : <http://s-jidoukikin.or.jp>

受付時間 : 9時～18時 (土曜日9時～13時)

土曜日午後、日曜日、祝日、お盆 (8月13日～15日)、

年末年始 (12月29日～翌年1月3日) は休業



公益財団法人 砂原児童基金